

障害福祉課の直通番号が一部変更になります

障害福祉課の電話番号が下表のとおり変更となります。ファクス番号・メールアドレスの変更はありません。

問い合わせ内容	電話番号
障害福祉サービス事業所の指定、自立支援医療機関の指定、重度心身障害者医療、各障がい者手当、福祉タクシー利用券・自動車燃料券に関すること等	967-5137
障害者手帳の取得、自立支援医療の申請、障がい福祉サービス等の利用、障がい者個人の支援に関すること等	963-9164

問障害福祉課 ☎963-9164、FAX963-9171

古い照明器具はありませんか？

一般家庭を除く、昭和52年3月以前に建てられた建物に設置された照明器具の安定器には、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が使用されたものがあります。これらは、天井のほか、屋外照明灯、共同住宅の共用部分、電気室等に使用されています。PCBが含まれた安定器は、令和5年3月31日(金)までに専門の処理業者に処分を委託しなければなりません。古い照明器具がある場合は、速やかにPCBが含まれているかご確認ください。また、PCB使用の安定器をお持ちの方は、市に届出書の提出が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください。

問廃棄物指導課 ☎963-9188

オレンジカフェを実施する団体に補助金を交付

■内容：1団体につき年額2万円を限度に補助金を交付

■対象：オレンジカフェ(認知症の方と家族の交流の場)を実施しており、次の①～③のすべてに該当する団体。①市内に事業所等を有し、

市内を活動範囲としている ②定款、規約、会則等を有している ③団体として運営および会計処理が適正に行われている

■申込み：事前に電話で連絡のうえ直接下記へ
*詳しくは下記へお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください

問地域包括ケア課(第二庁舎1階) ☎963-9163

ボートレース事業による収益が私たちの生活に役立っています

埼玉県都市ボートレース企業団は越谷市が加入する企業団で、ボートレース戸田で開催するボートレース事業の収益金を市で活用しています。

■4月～6月の開催日：(郵)4月1日(金)～4日(月)・(郵)13日(水)～18日(月)・23日(土)～27日(水)・5月3日(祝)～8日(日)・17日(火)～22日(日)・(郵)26日(木)～30日(月)・6月2日(木)～6日(月)・9日(木)～13日(月)・(郵)16日(木)～21日(火)・(郵)25日(土)～29日(水)

* (郵)は埼玉県都市ボートレース企業団主催

■場外発売日程：4月1日(金)～4日(月)・13日(水)～27日(水)・5月3日(祝)～8日(日)・17日(火)～22日(日)・24日(火)～30日(月)・6月2日(木)～6日(月)・9日(木)～13日(月)・16日(木)～29日(水)

問埼玉県都市ボートレース企業団 ☎048-823-8711

合併処理浄化槽に転換する方に補助金を交付

■対象：市街化調整区域内の専用住宅にお住まいで、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。ただし、次の①～⑧のいずれかに該当する方は対象外。①建築確認を伴う新築、増築時に設置する ②すでに設置済み ③設置の届け出の審査を受けずに設置する ④指定された期間内に設置できない ⑤専用住宅を借りていて賃貸人の承諾を得られない ⑥専用住宅を転売または賃貸の目的で所有している ⑦設置条件を満たさない浄化槽を設置する ⑧市税などに滞納がある

■申込み：4月11日(月)～22日(金)に抽選申込書と

浄化槽設置届の写しを直接下記へ
問資源循環推進課(第三庁舎4階) ☎963-9181

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

ヘルプマーク・ヘルプカードは、周囲から配慮や支援が必要であることを示しやすくするものです。提示があった際は、ご配慮・ご協力をお願いします。



ヘルプマーク

■配布場所：障害福祉課
■対象：障がいや疾病等のある方、そのほかの理由で支援や配慮を必要とする方



ヘルプカード

*代理の方へのお渡しも可能です

*ヘルプカードの様式は、市ホームページから印刷できます

問障害福祉課(第三庁舎1階) ☎967-5137、FAX963-9171、E-mail shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp

障がい者災害時支援バンダナの配布

市では、災害時に支援を必要とする障がいのある方が、災害発生時に使用することで避難するための支援や避難してからの支援を受けやすくするため、障がい者災害時支援バンダナを配布しています。災害時には、バンダナを着用している方への支援をお願いします。



■配布場所：▷18歳以上…障害福祉課 ▷18歳未満…子ども福祉課(第二庁舎2階)

■配布対象：身体障害者手帳総合等級1・2級、療育手帳(A)・A、精神障害者保健福祉手帳1級で未配布の方

■費用：無料

問障害福祉課(第三庁舎1階) ☎963-9164、FAX963-9171

空き家について考えてみませんか？

問建築住宅課(本庁舎6階) ☎963-9205

予防 持ち家に居住している方へ「住まいの終活ノート」を配布しています

居住しているうちから、自身の住まいや気持ちについて整理するとともに、もしものことが起こったときに、家族や残された方へ自身の想いを伝えるためのノートです。右記の二次元コードからご覧になれるほか、建築住宅課や各地区センター、北部・南部出張所等で配布しています。



相談 お持ちの空き家について悩んでいる方へ空き家等相談を行っています

■日時：毎月第2月曜日、13:30～15:30(要予約)

■場所：建築住宅課



空き家の活用には、いろいろな選択肢があります

市が行っている空き家等対策は市ホームページでもご覧になれます



補助 空き家を除却または活用しようとしている方へ空き家等の除却および改修費用の一部を補助します

空き家等を除却もしくは利用・活用しようとする所有者等に対し、工事費用の一部を補助します。詳しい条件や申請方法等は建築住宅課へお問い合わせください。

■補助対象・主な条件・補助金額：下表のとおり

補助対象	対象となる空き家の主な条件	補助金額
空き家等の除却工事	・特定空き家等に認定され、勧告を受けていない ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づき設計・建築された	費用の5分の4(上限30万円。空き家が未接道敷地にある場合は上限50万円)
空き家等の改修工事	・改修後、地域活性化等に資する施設として10年以上継続して活用する予定である ・昭和56年6月1日以後の新耐震基準に基づき設計・建築された	費用の3分の2(上限30万円)

■申込み：4月18日(月)から。予算が無くなりしだい終了